

規制の事後評価書

法令の名称：金融商品取引法

規制の名称：仮想通貨（暗号資産）を活用した新たな取引への対応に向けた規制導入

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：金融庁企画市場局市場課、企業開示課

評価実施時期：令和7年6月30日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

暗号資産（注：令和2年5月に施行された改正資金決済法により法令上の呼称が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更された）証拠金取引については、規制導入検討時、既に、国内において相当程度の暗号資産証拠金取引が行われている一方、利用者からの相談も相当数寄せられている現状等を踏まえ、外国為替証拠金取引と同様の規制の対象とし、暗号資産証拠金取引を取り扱う事業者に登録制を導入した上で、暗号資産のリスクに関する説明義務や不公正な行為を禁止する等の措置を講じたもの。

ICO（Initial Coin Offering）については、詐欺的な事案が多いなど、様々な問題への指摘が多い一方で、新たな資金調達手段としての将来の可能性も含めた一定の評価もあることを踏まえ、機能やリスクに応じて規制内容を明確化した上で、利用者保護や適正な取引の確保を図ってきた。具体的には、暗号資産による出資など、収益分配を約して暗号資産の調達を行う投資性を有するICOについて、金融規制の対象となることを明確化し、投資性ICOを取り扱う事業者に登録制を導入。また、資金調達に当たって企業等が発行するICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえ、株式等と同様に、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付けるとともに、ICOトークンの仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とするほか、不公正な行為を禁止する等の措置を講じたもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
不適格な事業者の参入排除、利用者保護や取引の適正化	事前評価時	暗号資産証拠金取引、投資性 ICO トークン（現行法の電子記録移転有価証券表示権利等）を取り扱う事業者について登録制を導入することにより、登録拒否要件に該当する業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者の参入を排除することができる。また、登録を受けた事業者に対して、利用者保護のための各行為規制等を課した上、必要に応じ監督上の措置を講じることを通じて、利用者保護や取引の適正化が図られると想定されていた。
	事後評価時	事前評価時に見込んだとおり、暗号資産証拠金取引を含む暗号資産デリバティブ取引や投資性 ICO トークンを取り扱う事業者について登録制を導入し、業務を適確に遂行するための人的構成や体制整備の状況等を審査することにより、不適格な事業者の参入排除に一定の効果があったと考えられる。また、登録を受けた事業者に対しては、契約締結前の情報提供等義務や虚偽告知の禁止、断定的判断の提供禁止などの各行為規制等を課した上で、必要に応じて資料徴求、ヒアリング等の実施など監督上の措置を講じている。このほか、投資性 ICO トークンを取り扱う金融商品取引業者に対し、自主規制機関（日本 STO 協会及び日本証券業協会）とも連携してモニタリングを実施している。これらの措置を通じて、利用者保護や取引の適正化を図ることができたと考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
登録に係る事務費用や業務の適正な遂行の確保に係る追加的な人員・体制の配置に係る費用等	事前評価時	暗号資産交換業者のうち、規制導入当時、暗号資産証拠金取引を取り扱う7社に加え、今後、投資性 ICO トークンを取り扱う事業者において、登録に係る事務費用、業務の適正な遂行の確保に係る法令順守・内部管理態勢強化のための追加的な人員・体制の配置に係る費用等が発生すると想定されていた。
	事後評価時	暗号資産デリバティブ取引を取り扱う金融商品取引業者は12社（令和7年3月末時点）、投資性 ICO トークンを取り扱う金融商品取引業者は15社（令和7年3月末時点）であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないものと考えられる。

■ 行政費用

		算出方法と数値
登録申請に係る事務費用、 検査・監督費用	事前評価時	暗号資産証拠金取引、投資性 ICO を取り扱う事業者の登録申請に係る事務費用、当該業者の行為規制の実施状況等に係る検査・監督費用が発生すると想定されていた。

	事後評価時	暗号資産デリバティブ取引を取り扱う金融商品取引業者は12社（令和7年3月末時点）、投資性 ICO トークンを取り扱う金融商品取引業者は15社（令和7年3月末時点）である。登録事業者に対しては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等に基づき、適正にモニタリングが行われており、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないものと考えられる。								
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ） <table> <tr> <td colspan="2"></td><td>算出方法と数値</td></tr> <tr> <td rowspan="2">—</td><td>事前評価時</td><td>—</td></tr> <tr> <td>事後評価時</td><td>—</td></tr> </table>					算出方法と数値	—	事前評価時	—	事後評価時	—
		算出方法と数値								
—	事前評価時	—								
	事後評価時	—								
■その他の負担 —										

3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、暗号資産デリバティブ取引や投資性 ICO トークンを取り扱う事業者について登録制を導入し、業務を適確に遂行するための人的構成や体制整備の状況等を審査することにより、不適格な事業者の参入排除に一定の効果があったと考えられる。また、登録を受けた事業者に対しては、契約締結前の情報提供等義務や虚偽告知の禁止、断定的判断の提供禁止など利用者保護のための各行為規制等を課した上で、必要に応じ監督上の措置を講じることを通じて、利用者保護や取引の適正化を図ることができたと考えられ、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現しているものと考えられる。 引き続き、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響などを注視しつつ、今後も必要に応じで見直しを検討していく。
